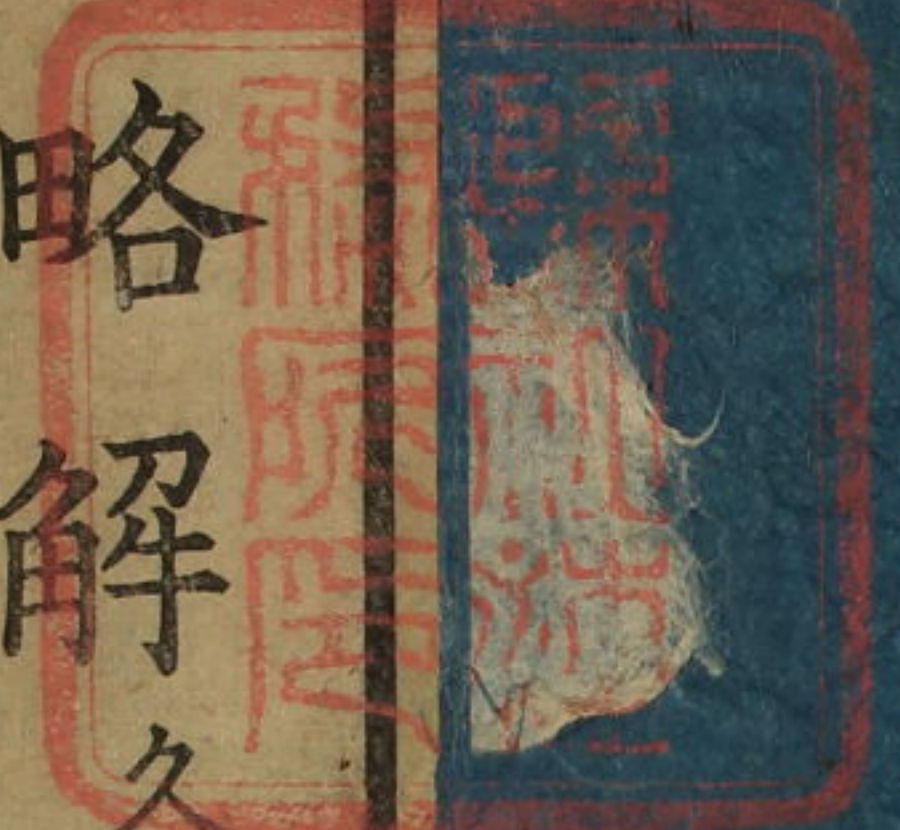




祝詞略解 四

久保季茲著



成

特別
イ 4
3163
166(4)



貴
14
3163
166(4)

祝詞略解四之卷



久保季茲 編輯

吉岡徳明 校訂

六月晦大祓 考云祓ちふ事ハ古事記ハ伊邪那岐命の黄泉
に到まして穢れ給へるを清め給えむとて筑紫國の橘の
小門まして大御身に著まゑ、物をぬぎ捨玉ふをいふ穢
を拂ひやらふ由あり次に海潮ま浸て大御身を滌ぎ玉ふ
是を身滌といふ身の穢をあらひそ、ぐ由あり此二を祓
みそぎの本ある又須佐之男命惡事轉あるよりて贖物
をせめ出させ奉りて祓つ物として逐ひ玉へり上の御自
物を捨たまひ他より責て物を出さするも事の意ひとし
ければ此二大御神の御とさを合せて祓とそぎ乃法と



て人の代も行へりその伊邪那伎命の祓身滌をしまして遂に貴き大御神とちを生しまひ須佐之男命は贖物を出し御身を逐はれまして後ぞ清き神御心と成しまひつ此御わざの大なる功あることを知るべしかれば右の三つの事を行ふ由あるを後よその祓一つを云てその事を知らざるのこ仍て紀よも式にも祓とのみ書つ○上代よ大祓の事の見ゆるの古事記の仲哀天皇條よ天皇既崩訖爾驚懼而坐殯宮更取國之大奴佐而種々求生剝逆剝阿離溝理屎戸上通婚下通婚馬婚牛婚鶏婚犬婚之罪類爲國之大祓而とありかれば此事神代よ傳りて檀原宮よ初國知志、御代よも絶えせられけむを上代の書よ右の古事記の外よと漏て後よ天武天皇の紀よ到て

五年八月詔曰四方爲解除用物則國別國造輸祓柱馬一疋布一常以外郡司各刀一口鹿皮一張鑿一口每戸麻一條今年早異星疾まゝ同紀十年七月六日よ令天下悉大解除同紀朱鳥元年七月よもありさて持統天皇紀よもべて見えぬを漏れむならむ文武天皇の御代の紀よも臨時大祓と有、大寶元年よ至て六月十二月の晦日の大祓の事令條よ舉られたり如此定例と志も成にを思へば早くよりこの二度の晦日の大祓も有しかされど天武天皇の御代始にも此六月十二月晦の事の見えぬを思へば是の大寶元年の御定とぞ云べき此後の紀よも定例故に略きて記されぬかり他事も命に出た大寶二年十二月晦日の紀に廢大祓但東西文部解除如常とあり是を此月太上天皇

崩まゑし故に停められりか、れば絶えざり行されしを
知るべし文部が解除は漢國の流にて皇朝の神事なり○神
祇令は凡六月十二月晦日大祓義解云謂祓者東西文部東
漢史直西上祓刀讀祓詞謂文部漢音訖百官男女聚集祓所
中臣宣祓詞卜部爲解除所讀者也其後元明天皇養老五年七
月の紀は始令文武百官率妻女姊妹會於六月十二月晦大
祓之處と見ゆ令の定めも有るかど漸妻女云々まで集る
此頃よりかり○太政官式は凡六月十二月晦日於宮城
南路大祓大臣以下五位以上就朱雀門辨史各一人率中務
式部兵部等省中見參人數百官男女悉合祓之臨時大祓亦
同云々此儀貞觀儀式委臨時大祓は建禮門にて○あ
を式はの大祓とあるを古語拾遺に中臣之禊詞といひ

朝野群載は中臣祭文とあり是等も皆理あるめり祝詞
も中臣氏の宣る詞かればかり然るを今の世人中臣祓と
の云ふは僻言かり中臣を祝詞を宣り卜部を祓のさ
をさるよて事を執ること別かり仍て中臣の祓詞とい
ても祓も中臣のさの如く聞えて理なき也云々○史傳
云大祓は天御祖神の御事依を本として神武天皇の御世
に當時の事實を合せて天種子命の綴り成せる詞かり文
法は深く心を着て思ひ辨ふべし○又云高天原は神留座
は神魯岐神魯美命の大御口づから皇美麻命の知食さむ
葦原中國中に成出む人等に云々の罪あらむ時よとと將
來を鑒と察して誨へ坐る詔命を承て天兒屋命まゝ將來
をかけて宣ふ御言を後世まで傳へさる文かりそと知

食さむ成出むかどある武てふ詞よて悟るべし○後釋云
祓の中は殊は大祓と云ふ名を古書ともは此事の出たる
例をもて考るは一人の祓は非を廣く諸人の祓かる故は
大とは云かり云々さて古語拾遺神武天皇の段は令天兒
屋命之孫天種子命解除天罪國罪事とあれば考は云れと
る如く彼大御代にも此事ありとあり○今按に此を天孫
降臨まをて高千穗宮よて大嘗間食し時の御禊は始
り神武天皇橿原宮に初國知食し時其御代の事をも加へ
て白し其後の御代と成ても少をづ言加へたるものをか
る事講義は云ると然ることあり猶大祓の儀を後釋執中
抄講義等を見て知るべしさて天書神武天皇元年の下は
六月命天種子命定祓之辭詞矣とあり此書を信難き事も

あれと大倭日高見國云々とある詞は依るは誠は此を古
き傳ありしとぞあらむ

○後々釋云朝廷よて此大祓のじさを六月十二月の晦に
おもせらるゝ由を一年は一度よてを罪穢を清むること
の少ければ二度物せらるゝからに一年を二は分ちて正
月より六月までを積る罪咎を六月の晦は祓ひ清めらる
ゝあとよて十二月の晦かるも同ト事あり○執中抄云祓
所は集へる人々は宣説て聞かむる義ありされば下は命
をる教令よして神は申は祝辭に非を○今按は史傳に
も如此云はれて然る事かれと神は申すも非事は非ぬ
由講義は辨せり予が考を別は云べし
比禮挂伴男 考云領巾を女の掛る物あり古へは女のをべ

て掛たりし事紀はも万葉にも見えされと爰も手襖掛る
伴男と對へ其外は宮中に仕るべきある人どもを云れば
大御食は仕る采女を専ら指るかり

手襖掛伴男 考云襖を掛て仕奉るは忌部かともあれども
こゝも大御食造り仕奉る膳部を指すと見ゆ○後釋云大
殿祭祝詞は皇御孫命朝乃御膳夕乃御膳供奉流比禮懸伴
緒襖懸伴緒平云々とあり爰も此は同ト

靱負伴男劔佩伴男 後釋云後世の六衛府の類の武官を云
かりさてこゝは四の伴長を擧るも多くの中にて少か
摘出て云ふ古文の例にて是は諸の伴長をこめより次文
にて知るべし○今按は講義は比禮挂伴男も采女にて天
鈿女命手襖挂伴男の膳部にて天日鷲命靱負伴男劔佩伴

男は天押日命天津久米命にて檀原宮にて大伴氏物部
氏ある事かと詳に云り文多ければ今は略て大意の之擧
ぐ

伴男乃八十伴男平始也 後釋云八十伴とて百官ををべ云
かり後世の文格をもて思へばこゝも伴男といふ事餘り
て聞ゆれども凡てかくさまは言を重ねいふぞ古文のあ
やかりける乎始也とて上に云る如く伴男の部の長をい
ふ稱ある故に其部々の長々を始めとて其下々までと
いふかり此詞にては長あることを知るべし

官々爾仕奉留人等 考云官省寮司の下にある諸部の者と
も迄を云○後釋云官々も即ち上の八十伴かり仕奉る人
と其長々の下は屬て仕奉る官人どもかり

過犯家牟雜々罪平 後釋云過とそ殊更よ心もてあすよそ
 あらで覺えそ犯すをいふ凡て罪とある事を知りながら
 殊更よ心もて犯そ事そうちまかせてそあるまトき事を
 れバおたらかよたゞ過といへるは面白きことかり犯と
 は慎みてそまトきことを慎まそ等閑よ大ろかにそるを
 云ておほかすかり大はおほよその意かりされは假字も
 於あるべし雜々の罪即ち天津罪國津罪の種々あり○今
 按よ字鏡よ憎憎也乎加志云々とあれば於の假字よあ
 らそ然ればおほかすの意とは爲し難し言意のそは考ふ
 べし

今年六月晦之大被爾 考云つごもりの日ハ月隱ゴモリの日ちふ
 言よて月立の日よ對ふ言かり此をつごもりついたち杯

いふそ常詞なり雅言よそつごもりの日つきたちの日と
 いふべきなり○後々釋云晦日と無ければたゞつごもり
 の大被と訓べし云々今年六月晦日夕日之降とある所そ
 必きつごもりのひと訓べき事よてこは大被の日よいふ
 なれば晦の今日のとていふ意なりさる故よ日字あるなり
 始のよそ無きをもてつごもりの日とそ訓むまトき事
 知られたり

被給比清給事平 講義云此被はハラへと訓べし朝廷より
 百官人よ令被よまふ所おればかり○今按に被を考よハ
 はらそへを約めさるおればハラへと云べくハラヒと云
 ては下へ續かぎと云ひ後釋よはハラヒは自らそるよ云
 ひハラへは令被よて人よせしむるを云とてハラヒと訓

れたりされど或人も云る如く書どもハ○ラ○ヒと云ことは無くしてハ○ラ○へのとのとあればハ○ラ○へと訓むを是とせむ

諸聞食止宣 後釋云諸とは上ノ舉云る比禮挂伴男云々官官ノ仕奉る人等をすべて指すかりさて大祓詞は此次高天原爾といふよりぞ始、て是迄の二段は祓の詞は非き百官の大祓の時別ノ加へてまづ初ノ宣る詞かり此二段ノはさ々官々の事をのこ云て天下四方國かといふ詞かければ別ノ百官の大祓の時の詞あること著しかくて此二段の内ノ天皇朝廷爾と云より一段は文殊に古くいとくめてたしこれ上代ノ百官の大祓の時加へて宣りし詞あるべしされば此段の文の古きを以て百官の大

祓も上代よりありけむ事を知るべきかり但し今年六月晦之と云ふ言の後ノ二季の大祓の定まりたりし時ノ加へたるかるべしさて又集侍親王云々諸聞食止宣とある初の一段も其時ノ加へたる詞あるべしそもく此段と初の段とはさ々文詞の異なるのこゝを志て官々をよべ舉たるは同ト事なりかく同トさまの事の重りて其文のいたく異なるハ此段も上代よりの詞をそのまゝ用ひ初の段は又後ノ加へたる物あるが故かりさて高天原爾と云より下の大祓詞は諸國の大祓の祝詞あるを朝廷百官の大祓も兼用ひられたるものかり○講義云親王諸王諸臣百官人の号の出來て其時ノ加へられたるかるべし然る號の改りては其後號をのみ用らるべきノ然かたがよ

美しき古文の世に廢れむ事を厭て重復るまゝに用る馴
れ來れるなるべし○是まで二段を宣命あり次ある高天
原爾以下は祝詞あり此宣命と祝詞とを合せて百官に宣
聞の事ハ神祇令に中臣宣祝詞とある義解に以告神祝詞
宣聞百官とあるが如し

八百萬神等 記傳云數多き至極を云へり

神集々賜比 後釋云都度比と都度閉を自他の差よて都度
比は自ら集ふあり古事記に都度比と注したるは八百萬
神みづから集へるを云とよろかれバあり都度閉ハ令集
の約りよて他を集はまむるありこゝは詔命を以てつと
はまむるをいへバ都度閉なり

我皇御孫命波 後釋云我は皇神たちの我あり○今按に講

義よの我大君かといふ我よ同トとあれど予は猶後釋の
説に従ふべくおほゆ

事依 後釋云字の如く事を寄けり言よのあらせ

如此依志奉志國中爾 後釋云この祝詞の中は國中と云る

よ二あり一ハ俗言に國中と云ふ意よてこゝにそれあり

久奴知と訓べし今一ハ四方之國中とあるそと四方の國

の中央の意かり其事ハそこよ云べし

荒振神等 考云荒び伊知速びて惡き神たちをいふ振ハ其

ありさまをいふ辭かり

神間志爾云々 後釋云神掃云々の荒振神に係り神間云々

そむねと大穴持神に係れり然れば云々神乎波神間志爾

間志荒振神乎波神掃爾掃といふべき事あるよたゞ荒振

神等とのみあるを大穴持神も荒び玉へる如聞えてい
があれども語を省きてかくも云べきや○考云右の事
どもをすべて神代紀は經津主神武甕槌神を天降し給ひ
て大名持命は問させ玉へる天神の御言は高皇產靈尊欲
降皇孫君臨此地故先遣我二神驅除平定汝意如何當須避
不とある是かりかくて大名持神言代主神とち此國を天
孫は避奉り玉ひたかば天下の荒ぶる惡神を悉く拂平け
て右の二神天に歸言申を奉れり

天之磐座放考云天はおとしまを高御座を離ちてかり磐
を固くおて常なるは取る○後釋云御孫命の御自らの御
上よりいふ時は放をハナレ天降をアマクダリと訓べし
こゝの下は依志奉支とありて皇祖神の詔命をもて天降

らおむる方より云かれは放をハナレ天降をアマクダシ
と訓べし然れば放をハナレと訓べきが如くあれども天
之八重雲平云々を皇御孫命の御上を直にいふ語あれば
それと同トく放をもハナレと訓む方穩あるべしさて天
降をと云よて皇祖神の詔命もて然せしめ玉ふはあるか
り○今按は後釋はかく云れたれと猶ハナレと訓むべ
き由講義は云ひ又正訓も然訓れされば之は由りてあ
るべきかり

伊頭乃千別云々後釋云伊頭の稜威あり○後々釋云漢書
は稜威憚乎鄰國注は神靈之威曰稜とありこゝを皇御孫
命の天降り玉ふは供奉の神等あまゝ有て御勢の嚴めし
き様を云るかり千別を書紀は書れざる如く道を排きて

行くかり

四方之國中登

考云これより神武天皇このかゝの御代を申せり下の條々も然り○後釋云四方乃國中と天下四方の國の中ナカ央ナカあり○此と神武天皇よりの御事あれば即ち其大御代より云からへる詞あるべし

大倭日高見國

考云大倭の今の大和國よて古の天皇の御代々々此國を宮所とし玉へる事を云あり○後釋云日高見國と山と空の遠くして平かよ廣き地を云あり山の近き所よて山と空の日との間近く見えて日を見ること低きを打晴て廣き地の山の遠き故よ山と空の日との間遠くして日の高く見ゆるものあればあり大和國の中央を廣く平ある地なるをもてかく云へり

下津磐根爾

今按よ是より安國止平けく所知食武といふ

迄の文を祈年祭の下よ云れば今注せむ此外も前よ出たる詞とも凡て再びいさざれば全篇を見わよして心得べきあり

國中爾成出武云々

考云古事記よ伊邪那美命人艸一日綾

殺千頭とのさまへれば伊邪那岐命吾一日立千五百産屋と宣へり之よ依て世人を死ぬるより生るゝが多ければ益人といふといへりさて此人を此國の人を云ふれどその本天神の生たまふ由かれは天之とは是云なり○後釋云天下四方の國々の内よ生るゝ萬民を云なり○執中抄云或云神代よ天死かとも無て生れし人悉くあがらへ居やうくよ其數の益す故よ人を益人と云る也と云り

此説の如し神代のみからぎ上古の大概かくの如くよて夫婦二口の家いつちか子出来て三口四口よも成り其子まよ妻どひして子出来つゝ戸を分つまよ年月よそへて人數益すあり○今按よ益人といふ由を考の説よて聞えよれど執中抄の趣も面白ければ引出つ

過犯家牟

後釋云諸の罪條の中よのおのづからある穢又

おのづからある災かともあるそを過犯とは云べからざるよ似よれどもこよ然委しく事を分けて云べき所よそ非れば姑く過犯せる罪よ付ても云べく又おのづからある穢災かとも其身こそ過犯とさるよのあらね他よりいへばそれも同トく過犯せるあり○上よ所知食武云々成出武云々と云る武を後をかけよる辭あるよこよよそ

家牟と云るケム○そ過去し事をいふ詞あればかの武と相叶そぬが如くかれど然らば必きかくあるべき語あり其故の先よべての後の御代々々までを掛て云るかれば武と云べし其中よ此罪を過犯とて其間大祓の時々よ當りて其時よ過犯とたる罪を云ければ將來をかけて云ふ中かがらも是を必き家武と云べき理あり但しけるたるかどの云をせしてケム○と疑ふの凡てのゆくさを豫めいふ中あればあり

雑々罪事波

後釋云雑々を種々よて即次ある天津罪國津

罪を先づ一よ合せて云あり

天津罪止

考云この七の罪を須佐之男命の犯を玉ひし罪

あるをもて今國人の犯せるも其罪の類をば天津罪とい

ふ○後釋云止も登天といふ意ありこゝを常と云ひあら
へる由をもていふ故と止天と云ありと云てと云もむが
如し○講義云天津罪との經營の業を害ふを以て罪とし
國津罪を身體の上を過つを以て罪とせる所として此二
を並べたる中天津罪の方を國津罪より今一層重き
ものとして天津神の殊は惡ませ玉ふ所ありける云々
畔放 考云阿と田と田との間の塚とし又水を貯ふる料を
るを取放ちて界をみたり水をも湛へるぬかり
溝埋 考云溝を遠く水を引て田よかけむ料あるを埋めて
水を引べき由無らむる也
樋放 後釋云この樋を溝にまれ池よまれ構へて常よ板
もて塞きて水を貯へ置て其水を田よ引用ふべき時よ

かの板乃せきをば放つ事あるよ水の用かき時よ放ち漏
るて田の水を溢れしめ且用ある時のたぐへを失はむ
むるかり

頻蒔 後釋云おさし重かる意よて一度蒔置さる上へ又重
ねて蒔くを云かり

串刺 考云串を多く隠し刺て下立難からむるかり田の
中よ織串かど多くあるよ下り立てば必き足を害ふ事を
り今もかしおの田よ織串ありとて田人の心をれど猶
あやまりて惱めるが多し○今按よ講義よ口決纂疏かど
よ刺串て争ふ由よ云るを採れり此も古語拾遺の説よも
合ひて古きが如くかれどおほ信ひ難し考の説よ依るべ
くおほゆ

生剝逆剝 考云生剝と生かがら其皮を剝ぐかり逆剝も同
ト事あるを重ね云るハ文の勢かり生剝の逆剝と心得れ
バ疑あらト○古事記ハ穿_キ其服屋之頂_ト逆剝_ト天斑駒_ト剝而所
墮入とある是かり○後釋云逆剝とハ凡て獸の皮を剝ぐ
ハ尻の方より逆さまハ頭の方へ剝もて行く故ハ云かり
○講義云拾遺ハ逆剝生駒_トとある如く生てある駒の皮を
逆さまハ剝かがら其任ハ生せ置て苦ぢむるを云かり
尿戸 考云古事記ハ於_下聞_下食_下大嘗_下殿_下尿麻理散と云り○後釋
云戸を借字かり久曾閉と訓べし閉を閉理の理を省ける
言かりかくさまの理を省く例多し日並_ナ知_シと申す御名を
ひかめしと申すが如しさて尿へりとい古事記ハ尿麻理
とあると同ト事ハて尿ををるを云ふ和名抄ハ痢久曾比

理乃夜万比まゝ放屁倍比流とある比理と閉理と通音ハ
て同言かり云々
許々太久乃罪平 後釋云許々太久といふ事をあきたくこ
きやくこゝたくかど様々ハ云るを万葉ハ字を多く幾許
と書り物の數の多かるを計らむして大凡ハいふ言かり
こハ許々太久の罪と云を大祓の時ハ求むるハ右の類
の罪どもを万民の犯したるが多くあるをいふかり天罪
の條目の猶外ハも多しと云ハもあらむさてこハ委し
くいそハ許々太久乃罪出むそれをバ天津罪と宣別けて
といふ意あるを出武といふ言をば爰ハ省けるかり國
津罪の所ハ出武とあるハ准へて心得べし
法別 氣豆 後釋云法を借字にて宣別かり大祓の時ハ民と

もの犯たる罪どもを求めて多く出さる中より右の類の罪どもを別してこれく天津罪といひて分るをいふ

國津罪 止八

考云下つ國人の犯せるを別け云のみ○後釋

云天津罪を分けいふに付てそれと對へて其外の罪どもを國津罪と云かり止八は天津罪の方より止とのみ云て爰よりかく云るをまづ天津罪を宣別けてさて國津罪と云を某々といふかり

生膚斷死膚斷

後釋云この生ける人にもあれ死屍にもあ

れ其膚に疵をつくる穢を以て罪とせらるかり人の身を傷ふ惡行の方を以て罪とせらるよとあらむ云々斷を切るをいふ今世より聊よても疵つくる事を手を切る足を切るな

といふ是かり必しも切斷つ事よあらむ

白人胡久美

後釋云和名抄より白癩人面及身頸皮肉色變白

云々之良波太とある物の類その外世より白子といふ物かどの類を云ふべし胡久美の同書より瘰癧寄肉也瘰癧肉和名阿万之々一云古久美とある是かり阿万之々を贅肉かり又その次より舉る附贅懸疣かとも同ト類かりかくて此類の汚き物ある故に穢を以て罪とせらるかり云々被物を出て被へばその穢の清まる也○今按より龜相記といふものより白人白禿白癩古久美瘰腫之類といへり

己母犯罪己子犯罪

後釋云古事記仲哀天皇大被の所より上

通下通婚とある是かりさてたゞ母より子と云むして二ともより己がと云ふも次の母與子犯罪云々の母子といふ同

トからざるおとを顯ひせるあり○此の五の犯とも皆
慎みて爲まどきとさあるを慎まざ大よそよるかれバ
固より犯れと云べきかり常婦人交ことを云と意
はへ異かり

母與子犯罪 後釋云まづ一人の女娶て又其女の前マキは他
人嫁て産たる女子のあるをも後犯をかり母と其
女子對へていひ子と其母對へて云るよて己が母
己が子よ非せ上條己と云るよて是と己がにあら
ざる事あらかり

子與母犯罪 後釋云上ある先母娶へるも犯非せ
て後其子をも連ねて奸ズくるが犯かりこゝの先づ子
娶へるは犯非せして後その母も奸くるが犯かり

されば此二條の先後のたがひのこかれは合せて母與子
犯罪とのこいひてもあるべきをかく分けて云るも古
文のあやまて母と子とを下と上と置換するのよて
其事の二よ能分れて聞ゆるも後世人の及ばざる文かり
心をつくべし

畜犯罪 考云古事記よ馬婚牛婚鶏婚犬婚かあるをこ
よち略きていへる歟○後釋云畜も氣母能と訓べし云
々氣母能の飼物の加比を約めて伎あるを氣といへるか
り伎と氣と殊よ親なくして常通ふ音かり毛物の意よ
はあらト六畜の人の家飼ひおく物かれバ飼物とい
ふかり

昆虫乃災 後釋云昆蟲と波布牟志と訓む雄略天皇の御歌

にも波布牟志毋とあり蟲を這ふ物ある故にすべて蟲を
然云あり鳥を飛鳥といふは同ト云々さて此より三條を
災を以て罪とせるかりさて此蟲の災の事を書紀神代卷
に昆蟲の災異を禁厭といふ事見え大殿祭詞にも波府虫
乃災無久と見え十種神寶の中は蛇比禮蜂比禮かどのあ
るもそれを拂そむ料あり上代は民の住處野山は雜り
てかりそめある構へかりしかば蟲の害多かりとあるべ
し

高津神 乃災 後釋云高と空を云とゞは高くといふは
非せさて高津神と雷を云あるべし又世俗は天狗とい
ふ物に取らるゝかとも高津神の災と云べし虚空を飛び
ありく物あれば也○講義云禍津神の災と云義あるべし

御門祭詞は四方四角 與里 荒備 疎備 來牟 天乃 禍津日 止云
神云々道饗祭詞は根國底國 與里 荒備 疎備 來物云々と見
えて根國底國より出来る由あるが右の二詞ともは自上
往者云々自下行者云々とありて空虚よりも地下よりも
往來する事あるがその天翔る方の多きは付て高津神と
と云あるべしかくて道饗祭詞は物と云るその物を万葉
に鬼と作るがその鬼は此高津神かり故に後釋は云々高
津神の中は雷あるもあり天狗あるも種々あるべきを
後釋は其一端を云れざるもの也○今按は龜相記は霹
靂神也と注せりこそ後釋の説は符合れどそれのこまは
限らト又神遺方に毋能々解の條は高神の氣あり獸氣と
相並べたり然れば今いそゆる狐憑の類まは憑物かとい

ふ類をも云るゝや

高津鳥 乃災 後釋云空飛ぶ鳥といふ意にてさゞ鳥の事を
りさて此災を大殿祭詞に天乃血垂飛鳥乃災無久とある
即是して血垂を上代人の家の家根の竈處の上の煙を出
は所の名ありさればその上を飛渡る諸鳥の毒かどある
糞まゝさらでも毒物かど昨來て竈の上へ落は事かど有
て其毒はあゝる類これ高津鳥の災あり○講義云怪鳥の
家邊は群り來て妖をかは類を云かり鷺鷥かどの小兒を
掬と去る杯ハ云も更かり凡て人家は不祥を導く惡鳥か
ど世は多き物あり其等の災即ち高津鳥の災あり云々○
今按に龜相記に飛鳥怪也といへり講義の説を證せば
まゝ彼漢籍とも見えさる姑獲鳥鬼車鳥鴟鵂の類ある

妖鳥の殃かとも是かり

畜仆志

後釋云畜かどの死せるを多布流といふ斃殮殮か
どの字を書けり多布志を令斃して殺すを云さて是を其
罪の名目と云るかれは世は人を殺さるものを人殺し
といふ類は体言に訓べしこの如何あるとさよかさたか
からねと思ふは上代人家は養へる牛馬かどを忽ち斃
れまむる術かど有て行ひし事ぞありけむその其主を恨
と憤る事かどありて仇かふまじさかり○今按に講義に
牛馬を殺して邪神を淫祀ことの有けるあるべしと云れ
ど後釋の方穩あるべし
蠱物爲罪 後釋云字鏡に蠱万自物とありまじかひ物の意
にて人を咒咀ふとて構ふるまじさかり云々蠱物の罪と云

をせしめて是の爲といふ言を加て云る故をたゞ蟲物の罪とのみよての人よまづものせられたるも災よて罪あるよ紛ふが故かりさて畜仆志と是と一類よして此二の上なる麤の類とを罪のさま異なる故よ中間よ災の類の罪を隔て、爰よの擧よるなり○今按よ龜相記よ厭魅、呪咀と註せり

許々太久乃罪出武

後釋云この罪の條目の多きを云よ

あらざ大祓の時國民どもの犯よるが多く出むといふなり出武とい古事記よ種々求とある如く大祓を行われむとして先づ國人どもの犯よる罪を探り求むるまゝ、に多くの罪どもの顯われ出來らむと云なり今の俗語よ吟味をれば出て來るといふ心はへなり○今按よ罪と云

そ悪行のみならせ汚穢まゝ災異などをいふこと委しく後釋よ見えたり又その穢を罪とよるを災よまれ病よまれ清々しき身清々しき心よ受ること無く諸の麤も清く正なき人のなき所よ非を畜仆志などの悪行もその身心ともよ穢るゝよあらざれば行ひ難き事なり然れば祓を其罪の元因よ付て行ふ事なるが故よ其發端なる汚穢を以て主とよる由講義よ云へれど文長ければ今を引出せ又この事の前の云べかりを漏れよればこゝよ記せり

天津宮事以互

後釋云天津宮事と高天原なる天照大御

神の朝廷よして行せ玉ふ儀式よ倣ひてその如く行ひ玉ふ事をいふ云々天津管曾天津祝詞などあるもかゝる

種々の物も天津宮にて用ひらるゝ物も准らへ依る由なり

大中臣 考云天兒屋命より始めて神事を掌る官をいふこれ神と君との中を取りて宜しく申請ふ由なり大中臣と云ふは先づ天皇の大御事よかゝるをばまべて大某といふ例よて云々神祇官よて直し神と君との御中を奏請が故よ大中臣といふなり此中臣の職天兒屋命の子孫古くより傳へ來て遂よ中臣氏と成ぬされど此詞なる大中臣の神事よ預る職よ就て云のみ

天津金木 考云天津といふ其もと天津神事なれば崇めて云り次々よこの類多し金木の金と借字よて握之木也つかなぎの若木の大きからで手よ取るばかりなるをいふ且

それが本末を切たるを集めて中を結びて物の置座とせらるなりさて金木を若木なりと云ふ齋明天皇紀よ兵盡前役以楛戦これ若木を楛とせらなり孝徳天皇の御歌よ可郡紀都該阿我柯賦古麻とよませ給へる是なり小木を馬の足よ結付て絆とせらるを云○後釋云文選東方朔が文よ以筵撞鐘とありて注よ筵小木枝也と云りさて考よつかなきのつを略きてかな木といふと云れらるゝ本末違へり齋明紀よ楛を都加奈紀とよめるを握加奈伎と云ことよて手よ取持て戦ひなどせらる今世の楛なり云々加那伎を細木のまべての名なるを其中よ手よ取持つかかな木を握かな木の意よてつかかな木とも云なり

本打切末打斷氏

考云その若木の本末を切捨て中らのよ

きほどを物の置座よるを文よかく云り○後釋云切も
斷も同事あるを言を替ていふの文なりさて此、次よ置座
よ造ることを云よての言足らぬ如くなれども造ると云
せよてよよよ千座置座爾云々と云續けよるの古文のさ
まなり

千座置座爾

爾

考云置座よ右の金本なり木工寮式の八座置

四座置の條よ以木爲之長者二尺四寸短者一尺二寸各以
八枚爲束名稱八座置長短各以四枚爲束名稱四座置とあ
るも其頃よ割木を用よるか上代よ櫛木を用よる
志故よかな木とい云りされど此式よ依て上代の置座の
形を知るべきなり○後釋云置座よ人々の出志よる祓物
を取集めて居置く臺なり千座の置座の數の多きをいふ

木工寮式よ記されたるの後の事よてよ其形ばかりを
殘せる物なるべし○講義云次なる八針爾取辟豆の下よ
も拂ふことを云いよて足らぬを省けると同例なり○
千座よ置座の上よ載置く祓柱ハライツツの名なるを知るべきなり
四座置八座置はその置物を四座八座並ぶることをいへ
れば四も八も千も數名なり然らば如何なるを一座とい
ふといふ時よ古事記よ取國之大奴佐とある奴佐よて天
武天皇紀よ五年八月詔曰四方爲大解除用物云々且毎戸
麻一條とあるそれよて此よ荒世アラシ和世ニヨの代あり然れば四
座八座千座よ四人前八人前千人前と云よむが如くと
ぞおほえたる然るを罪の多き者かとよむその數を多く
負よることなる故よ神代紀よ科千座置戸之解除古事記

よ負千位置戸などの記されたるなり

置足 波志互 考云置足 波志 と其贖物をいと多く置く由

なり神代紀は科之以千座置戸遂促徵矣使拔髮以贖其罪

亦曰拔其手足爪贖之已而逐降焉とある是なり後世の

罪の重き輕きよ依て被柱を出さざるよ上被中被下被な

と云て其贖物の數は多少あり委しくの格式は見ゆ○後

釋云置足 波志 との置滿るを云さて被物と云はざれば置

の何物をおくよか聞え難と思ふ人あるべけれど上は

許々太久乃罪出武とあるよて各々其被物を出し事云

でも聞えざればおのづから其被物を置くこと、聞ゆる

そ古文なり

天津管曾 乎 考云管の笠よ是る管も同ト是を被よ用る

ち萬葉は木綿手次可比奈爾懸而在天佐々羅能小野之七

相管手取持而久堅之天川原爾出立而潔身而麻之乎ま

其佐保川爾石爾生管根取而志努布艸解除而益乎ま神

樂歌は奈加止美乃古須氣乎佐紀波良比伊能利志古登波

かどありまの割たる管を手よ取持て塵かどを掃ふが如

きとさを古はせしかりけり○後釋云曾の佐乎の約よて

緒ある物を何よまれ云ふ名かり其佐ち真よ通ひて真緒

の意かりさて麻をもそと云て某麻とかくの麻ち主と緒

よ用る物よて即をとも云よ同ト是よて曾ち佐乎ある事

を曉るべし○今按は此管の事古書よ見えどて考よ論

それ後釋よち管曾を取持つ事ハ既く止ておかりおある

べしと見え講義は舊式を管かりつらむを麻を易用られ

たらむも知可からむと云ひ執中抄に此の祓物にあらむ
其身の穢を清むる爲に大中臣の自から造りて持てるか
りとあり孰も臆測あるに似されと龜相記に天上用管今
用麻とあるに依るに講義の説に從ふべくおほゆ
本刈斷末刈切互 考云金木と言ふ對へて云り○執中抄云
これも本末をバ捨て中のよき所を取て八針にとり裂く
かり

八針爾取割互 考云八を彌つて管を細かに割くを云ふ
そそ針にて割く物ある故に八針とといふ刀を用るもの
をいく刀に切ると云ふ同ト○今按に後釋に針を借字に
て管の葉を數條に割く由からむとて考の説を取られね
と橘守部の山彦艸子に猶考の説當れりと云るまことと

然るべくおほゆればそれ依てあるべし○後釋云此に次
に此管を取持つ事を云ふべきに略けるに例の古文にて
上の金木を置座に造る事を省けると同ト
天津祝詞乃太祝詞事平宣禮 後釋云天津に天津金木天津
菅曾かどの例の如し太をめでさきを美稱いふ詞あり大
占太玉串かど皆その意あり多布斗といふ言ももと太に
多をそへさるゝて同意あり故に萬葉歌にめでさきことを
たふとしとよめる多しさてこゝに云る太祝詞事は即ち
大祓に中臣の宣る此詞を指るかり宣禮と云ふに仰ける
言かれどもこゝに仰けるよそ非也然れども必きかく云
べき語の運びあり○今按にこの天津祝詞乃太祝詞事平
宣禮とある文に就て古くより種々の説あるを何れも

信ひ難し予が考を別とあれども別と云ひむと思へば
こゝの記さき後々釋は後釋の説を非として此宣禮と
あるを日入刺奴禮をといふ例と異かる由を云ると然
る事かれと禮を利の誤とせると既に講義は辨へたる如
く甚トき僻言あり

天之磐門 後釋云天磐門と云々天津神のましまは殿の御
門あり磐と云ふと上文ある天磐座の類にて堅固き由の
祝言あり

所聞食武 後々釋云高尙つらく考ふるは天津神を天磐
門を披き立出給ひて八重雲隔たる遠き道を道別と道別
て大被せる其ことりの高山の末は天降坐て聞食さむと
云ふ意あるべしざるを云々の所は天降坐てと云ひざる

と次は國津神と高山之末短山之末爾上坐と云て天津
神の固り其處は天降坐てある事を云とて知らせたる古
文の巧かり國津神の高山の末は上り給ふは天津神の天
降り坐てあるから其處は集ひ玉ひて去の大被の祝詞
を諸共は聞食を入れむとてなるべし然れば高山の末云
々も天津神は附する事あるを國津神の方と云ひて始は
は漏れて同詞の重からぬやうと云ふたるも妙かりと
も妙かり天津神の高山の末は天降とまふは天より近き
は便りよければあるべし然るから必き國津神の其高
山の末は昇りまして諸共は此祝詞を聞まひて力を合
せて世中の罪穢を拂ひ清め玉ふべき事かりかし○今按
は此説頗る異様あれども實は天之八重雲を道別をとい

ふこと聞食はのこよの少しいかゞは聞え又國津神の殊
更は高山短山は登り坐はと云ふも如何かれは先づ此説
は従ふべくおほゆ講義はも此説をほ引かされども似
る説見えて天津祝詞を聞え上る時と天神地祇の先諾ひ
さまひさて祓戸神は達し玉ひ祓戸神等と其天神地祇の
聞食はは従ひて罪穢を祓へ清め玉ふ事とかむおほえと
るとあり

高山 乃末短山 乃末 後釋云高き所よて物をよく聞ゆる
が故あり又高山とのこよても足れるを短山とも云るは
古語の文かり下あるも同ト○講義云こそ高山は云も更
かり短山は至る迄もといふ意味あり○今按は短山を考
は於騰山と訓れたるを後釋は辨へられたる如く宜否か

らぎ後釋は字のまゝはミシカ山と訓れたるも卑をミシ
カと訓る例あれば然る事ながら平田翁の正訓はヒキヤ
マと訓れたるを當て覺ゆるその式は短女坏をヒキメツ
キと訓める例もあり長さ^{タカサ}は對へては短をヒキといふべ
き理あればありと平田翁の云れたる由鏡胤翁云れり
○かくて後は伴信友氏の中臣祓要解を見れば是と同説
見えり

伊穂理 考云伊穂理を雲霧をいふ○後釋云俗言は煙かど
乃いぶると云と同トくて凡て物のおほろよして明なら
ざるをいふ言かりいふかおほろかとも伊煩伊夫於煩
皆通音よて本同言かり万葉は多くおほろなくいふせと
いふかおほろいふ言は鬱とも鬱悒とも書けりこゝを雲

霧などの立隔りて鬱^{オホ}なきをいふかり

所聞食^武 後々釋云國津神の高山の末に上りまは故は上

に云るが如し後釋は高き所にては物の能く聞ゆる故を

りと云れざるは信^ツられぬ國津神の能聞給そむとからば

祓所は集ひてこそ聞玉を何の故に高山の峯に上り

玉ふべき然のよからぬ高き所を物のよく見ゆる事とあ

れども能聞ゆる事にかゝりて高山之伊穗理を搔分て聞

を召さむと天津神國津神もろともかれども國津神の方

にのよ云ること高山の末に上坐はと云ると同ト意はへ

よて天津神をば云ひてこめざる古文の巧みかり

如此所聞食^{豆波} 後釋云氏波の而有者^ヲの意よて波の濁音

かり下かるも皆同ト此詞万葉に多くして濁音の婆字を

書たり然るを後世にハ氏婆といふ事を聞かれぬ故よと

か婆を清て而者^ハと一つは混トさり波を清む時を而者^ノ

意濁る時ハ而有者^ハの意よて差別ある詞ぞか

罪^止云^布罪^波不在^止 後釋云罪といふ罪の限りの罪を一

も殘らぬ悉くといふ意かり不在^止ハ皆消失て殘あらト

かり

科戸之風 考云紀は日我所生^ニ之國唯有朝霧而薰滿之哉乃

吹撥之氣化爲神号曰級長戸邊神亦曰級長津彦命是風神

也といふをもて後ハ左かどの風とは云り〇講義云科ハ

息長あること風神祭詞に云るが如しさて此詞は續ける

を以て思ふに神名の志那都比古神まは級長戸邊命の都

も戸も共ハ處の義あるべくおほえさり云々此ハ科戸と

云るそを級長處あるがその級長處を何處を指て云から
むと年頃思ひ度りつるは漸し思ひ得たりさて級長戸の
風のと云れば風の名はあらき風と成べき氣を級長と云
ひ其迫りて動き進むをかむ風と云るあるべき云々科
戸もさゞ空虚を云からき氣の往來する脈を云るがそれ
より風を起し動もし天地は亘る所の謂あるものあり云
々○今按し原文猶いと長きを今の思ふ由ありて凡て省
けり又龜相記は谷風とあれと信がさし
天之八重雲 平云々 後々釋云八重雲と幾重にも重れる
雲を云りその重れるを放れくはかるやうは風の吹放
てはおのづから消行くもの故は吹放事之如久と云る
あり雲をば放つといひ霧をば拂ふと替けていへるも詞

のあやかり

朝之御霧夕之御霧 考云御を真し同くして或はほめ或は
ものを強くいふ辭ともありぬこゝを深き霧の由にて強
く云かり

大津邊 雨居 後釋云大津邊は大つのべと訓もあらからね
ど猶おほつべとよむべし居を泊り居るを云

舳解放云々 後釋云泊り居るほどの舳艦を繋ぎ置る
を解放つかり押放の押を放ち出れあり

大海原 今按しこを正訓しオホワタノハラと訓れたるも
さる事かれど猶後釋し依りてオホウナバラと訓むか

穩し聞ゆ

彼方之繁木本 平 後釋云彼方も俗言しあかといふ事か

り凡てをちこちのあちこちといふ事よてもと彼是の意
あるを遠近とも書くも末ありさてこゝは彼方之といへ
るもさゞ打見渡をたる所を云ひてあかるといふことか
り

燒鎌乃敏鎌 考云燒鎌とい焼て刃をかた故といふ万葉よ
夜伎多知遠刀奈美乃勢伎とあり敏の利をいふ砥よあら
せ○執中抄云科戸之風より打拂事之如久までも罪を祓
ひやるの譬あり○後釋云こゝはかくの如く大方同トさ
まかる譬を四まで重ねて擧たる事ハ祓よよりて罪穢の
除き清まる事の速よ残りなき事を慥よ顯のさむ爲よ返
返を云るよや○後々釋云古文よハ一云ひてもよき事を
一對づ、二いひてあやかし其心を深くする事ありそハ

續紀の詔よ汝等清 支明 支正 支直 支心 以 互 とあるを見て
も知べし清心もちてと計り云て理を聞えたる事あるを
清き明き正き直きと一對づ、二云へり爰あるも雲霧を
風の吹掃ふ事と船を海よ押出し木本を鎌もて打掃ふ事
とを一對づ、二よ云るよて全く同ト事ぞかこ○今按よ
講義よこの四の譬を天津宮事以 互 云々とある其事を行
へる徴驗を釋たる物ありとて委しき説あれど今ハ擧
げせ
遺罪 波 不在 止 中臣祓要解云上に罪と云ひ罪 爾 と云ると
言重れどかくいふも古語の一格あり又上よハ罪 止 云罪
波 といひ爰よハ遺罪 波 と云る上あるも神等の聞食納受
るよよよりて失るを云ひこゝあるハ遺をかくかる譬より

いふ故は遺罪波といふかり

被給 此清給事乎 後釋云この事を諸人の犯しする罪事を

指して云かりとゞ軽く添て云ふ事にあらざ是を罪事

と見ざれば不の大海原爾持出奈武まゝ可々吞氏武かど

云るは叶さぞ〇講義云朝廷より此被の事をか行ひ給

ひ官々の人等より始めて天下人民の罪を被はせ玉ふを

云り〇今按は此詞を上所の々見えたる如く言を省き

て自からその意を知らせざる事多し凡て此心得を以て

讀むべきあり

高山之末短山之末 講義云天神國神もろともは高山の末

短士の末は集ひ坐て聞食はといふが如くあるがそれよ

りして被戸神等の次々は其罪穢を受取り玉ひて根國底

國の方へ被却りまふかりかれば此かる高山の末短

山の末も上あると同ト所あるものかり

佐久那太理 今按は廣瀬祭詞は云り

落多支都速川 後釋云支の下は都字落より多支都と云り

その下へ語續かざ故は今補へり私の本どもは瀧津と

書り万葉は落多藝知流るゝ水のかどあり知といひ都と

云ふ差の用言へ續く時多伎知といひ體言へつゞく時

多伎都といふ爰は速川體言かれは多伎都といふべき

例かり〇講義云速川の瀬は川の急流ある速瀬を云かり

瀬織津比咩 後釋云瀬織は瀬下よてかの伊邪那岐神の於

中瀬墮迦豆伎まふと古事記はある意の御名かり倭姫

命世記は荒祭宮一座皇大神荒魂伊弉那伎大神所生神名

八十柱津日神也一名瀬織津比咩神是也とあり云々禍津日神を瀬織津比咩と申すはかの始めて中つ瀬に降かづき玉ふ時生坐る故よておゝ能叶へりさておゝて祓物よ負せて流ちやりとる罪穢をまづ受取り給ふ神かれはかの中瀬に下りて泉國の穢をまづ滌ぎ玉ふ事よよく當れり

荒塩之鹽乃八百道云々 考云荒の荒山荒野も同じく世はかれて生かがある物を皆いふかり塩を潮かり字は拘らざらば八も二とも彌の意かり○後釋云八百道の潮道の多くあるを云ふ四方の海の内は爰も彼所も許多の潮道あるべし八塩道とい上の鹽の八百道を承け重ねて云るかり上は八百といひて是また八とのと云

る事違へる如く聞ゆえれども八とのといふ時と八十も八百も八千にも涉りて廣ければ八百の鹽道と云ふ同トさかり八百會とい八百の鹽道の集り合ふ所をいふ方々の潮道より流れ來る潮の一所に集り合ひて海底に卷没るゝ所あり

速開都比咩 考云古事記は伊邪那岐大神生^{マウ}水戸神^ナ名速秋津日子神次速秋津日女神とある是をるべし○後釋云こそかの御禊の段生坐る伊豆能賣神かり云々即ち速秋津日子速秋津日女と同神かり秋は明の借字よて明を御禊よ依りて清まりとる由の御名かりさて速秋津日子速秋津日女二柱神と古事記は水戸神とあるをこゝは鹽の八百會よ坐れと云るは潮之八百會に此顯國の海上の塚

よて根國の方へ潮の没行く戸口あればこれ亦彼方の水戸あり

持可々吞氏武

考云持の軽く添さる言あり神代紀かどよ

例多し可々は其水を吞む音を云り是べて吞食ふ物の音をかぶかぶと吞むがりがりと喫むかといふ類多きを思ふべし

氣吹戸 後釋云戸は處あり處を斗といふ例多し氣吹戸とは此氣吹戸主神乃諸の罪穢を氣吹きやり玉ふ所の限りを泛く云るよて始め祓物を川に流し棄る處よりして終に根國に至るまでの間は廣く渡る名あり坐といへるを氣吹戸といふ所の一ある如聞ゆえれども然らばたゞ上の二の例のまゝよ坐と云るよて別よ然云ふ所の一つ有

るよあらせ〇講義云氣吹戸の第一の譬よ科戸と云るをれと一よて天よも地よも上にも下にも物を氣吹送る風の脈を云るなり然れば高山の末短山の末より眞回垂に落瀧つ早川より大海原よ持出るも水の潤下る性よ依るといへども此神の氣吹處より氣吹送るよ因り又大海原より根國よ運ひ送るにも此神の氣吹よ依る事水をも浪をも風の心よ任るを以知るべきなり云々

氣吹戸主 後釋云倭姬世記に多賀宮一座豐受大神荒魂也伊邪那岐神所生神名伊吹戸主神亦名神直日大直日神と見えり多賀宮の伊勢外宮の別宮なりこれを豐受の荒魂と云るは心得ねど氣吹戸主神を直毗神なりと云るは必き古き傳説なるべしこゝよ正しく叶ひていと貴し〇

講義云氣吹とそ大空の氣を振動かひ名あるを以いふ時
の其神は風神なるべきが如くなれども云々氣吹こそ
風神の名なりけれ氣吹戸といふ時そ其風の氣吹く所を
云るなればなり○今按に此事予考あれと別まいふべし
根國底國 考云根と底との同トきを二いふの文なり○後
釋云即ち黃泉國あり抑世中の禍事のもと黃泉國より起
り來ることなるを祓禊の其罪穢の凶事を本の黃泉國へ
歸しやるをわざよて此祓禊を事天津神國津神の聞
食し納るれり此段の神たち其祓ひ棄るる罪穢の凶事を
次第に黃泉國へ送り歸しやり給ひて世中の罪穢除こり
清まりて凶事無き是ぞ祓禊の旨趣なりける○今按後
釋よなほ被戸神の功德の事委しく論れたり今は略を

とそる故よ舉げて本書を讀て知るべし

氣吹放 氏武

後釋云氣吹と氣もて吹くなり放と放ち遣る
なりさて速開都比咩よと吞といひ此神よと氣吹放と云
るも實よ此異ありかの吞給ふと顯國の罪穢の除こり亡
るなれり吞没失ふなりこの氣吹放たまふと既よ根國の
方に移りたるを受て根國まで遣りたまふかれと其物を
御臭もて吹遣り玉ふなり此二つの意はへ直毗神と伊豆
能賣神とよ能く當れり

速佐須良比咩

後釋云佐須良比咩といふべきを比一つ足
らざるも凡て古言よかく同言の重なるを一つ省く例あ
り旅人をマビト留をトマルといふが如し○今按よ御鎮
座傳記よ伊弉諾尊到筑紫日向小戸橋之檉原而被除之時

云々亦洗鼻因以生神号速佐須良比賣神與素盞鳴尊合力
座給也とあり執中抄に引る伊勢國尾崎神社記に素盞鳴
尊御子也とあれど此の御子にあらざ別魂と聞えたり猶
此神の事考あれと爰に省けり別云べし
持佐須良比失_臣 後釋云さくらひ失ふそ行方も知らざ
成して亡び玉ふなり流離などの字を訓む其意かり俗俣
をも訓り

罪止云罪波不在止 後釋云不在止 被給清給事 平と次の語

ともを隔て續く詞なり

高天原_爾耳振立_互云々 後釋云高天原_爾との殿造を云と
て高天原_爾千木高知と云よ同ト意よてたゞ高くといふ
ことなり必きしも高天原まで至る由にあらざ

馬牽立_乃 考云馬の耳の獸よて耳疾き故に神等の疾く聞

たまふ由よて被に用ること下の神賀詞に馬を擧て耳の
彌高_爾云々とあるをむかへて知らる云々

夕日_乃降 後釋云夕日之降とは夕つ方をいふ降を久陀知
とよむ古言なり朝にさることよそ朝日之豊榮登爾とい
ふ朝夕の事をかく云の古の雅言なり○今按に新庄道雄
の大被略解といふ物に天武記に大被用物云々被柱馬一
匹云々三代格に大被料物云々馬一匹云々と見えされに
馬も被物に出入事をれども外物と同しく千座置座に置
物にあらねと取分けて爰に引立る事を云るにやあらん
といへり此説然るべくおほゆ

四國卜部 考云卜部の解除の事を執るなれと右の事畢り

て後その祓柱ハライツクを川邊へ持出て流しやれと仰せ玉ふなり
又卜部の職員令の神祇官の下は卜部二十人と見え延喜
臨時祭式は卜部取三國卜衛優長者五人伊豆五人對馬十人岐とある
と皆神祇官の卜部なり數も令より式までひとと○後釋
云卜部の考は云れさる如く三國よりこそ出れ諸國より
出たることなれされは是の四國にて四箇國の卜部なり
四時祭式大祓御贖條は召中臣稱唯率四國卜部入云々宮
内省式は四國卜部等云々台記別記大嘗會中臣壽詞はも
四國卜部云々などあるをもて知べしさるよての伊豆壹
岐對馬は今一國と何國ぞと云に京はあるを加へていふ
なるべし此一段と祓の詞宣畢りて別は卜部は仰せざる詞
かりこれをも引つゞけて中臣の宣るなり○今按は四國

を後釋は右の如く云れ史傳はも三國は常陸を加へ
さる也とある何も由あれど龜相記は對馬の上下二縣を
分けて各一國とせる由いへり不審からぬにあらねど
若も彼家の古傳ならむを知り難ければ姑く此に據てあ
るべし又式の印本は四字の下は毛字あるは由りて考に
も論あり後釋はも上の如く云れされど此は衍なり貞享
本にハ無き由出雲本の校異は見えさり
大川道 後釋云祓物を流し棄て海原へやるは川を其道
なる故は殊は道とは云るかり
退出氏祓却 後釋云退とい京より外へ往くをいふ祓却ハ
神祇令は卜部爲解除とある是也さて此段は初なる集侍
親王云々の段と共に二季の大祓の定まりし時に加へら

れよる文なること論なり

東文忌寸云々 考云學令は東西史部云々義解云謂居在皇
城左右故曰東西也前代以來奕世繼業爲史官或爲博士因
以賜姓總謂之史也この皇城を大和の皇居よていふ東西
と東なるは河内國に居ぬ仍て此東西
史をやまとかふちのふびと、唱ふめり○獻横刀云々の
神祇令は凡六月十二月晦日大祓東西文部謂東漢文直上
被刀讀被詞謂文部漢音也訖百官男女聚集被所中臣宣被詞
卜部爲解除今日の晩に先づ天皇の大御身は荒世和世の
御服を奉り大御身の長を量り御幣を撫坐かど中臣まよ
中臣女仕奉りぬさて文部御庭に参りて刀と人形を奉り

て漢音の咒を申事終て百官の大祓もあるなり右中臣の
女官主文部が事ハ式まよ諸記録どもに多く出されば爰
よそ略きて云○倭文直ハ應神天皇の御時百濟より貢せ
し阿直岐が末也河内の文首ハ同御時同國より貢せし王
仁が末なりかくて右の如く直と首との加婆禰を賜ひし
を天武天皇の御時共ハ忌寸をハ賜へり○講義云應神天
皇紀ハ倭漢直祖阿知使主其子都加使主率己之黨類十七
縣而來飯焉とある是が子孫也古語拾遺に至於後磐余稚
櫻朝三韓貢獻奕世無絶齋藏之傍更建内藏分収官物仍令
阿知使主與百濟博士王仁記其出納始更定藏部とある此
漸く異域者を史部ハ仕せよまふ始なり云々天武天皇
紀ハ倭漢直河内漢直賜姓曰連又曰忌寸と見えよるを桓

武天皇紀よそ文忌寸元有_二家東_一文稱直西_一文稱首と見え
神祇令よ直と首を東西よ分てり又姓氏錄よ文忌寸坂上
大宿禰同祖都賀直之後也とあり西文部よ應神天皇紀よ
遣_三上野君荒田別巫別_一於_三百濟_一仍徵_三王仁_一とありて王仁者は
書首等之始祖也と見えさるそれなり

謹請皇天上帝 考云史記の天官書よ中宮天極星其一之明
者太一帝居正義に泰一天帝旁三星三公之別名○講義云
皇天上帝とそ我古典よ皇祖天神と記されたる如く一神
を指定めて申せるよそあらを汎く天上の主宰を申せる
かり云々皇國よも古く此名を用ゐて皇祖天神よ當たり
そそ古語拾遺よ爰從_三皇天二祖之詔_一まよ立_三靈時於_一鳥見山
中云々禋_三祀皇天_一と見え神武天皇紀よ頼_三以皇天之威_一と記

され桓武天皇紀六年十一月甲寅祀_三天神於_一交野とある其
祭文に告_レ于_三皇上帝_一と見え文德天皇紀の策命にも昊天
祭といふことあり是等_二古書_一よ天津神と申せるに配た
る字ともなり

三極大君 講義云三台星を云るなり史記天官書正義に三
公三星云々爲_三太尉司徒司空之象_一主_レ變_三理_一陰_三陽_一主_レ佐_三機務_一云
々とある是也又太微垣にも三台星あり云々

日月星辰 講義云辰の時なり書洪範に五紀四曰星辰とあ
る傳に廿八宿迭見以叙_三節氣_一とある其を云かり釋名も辰
申也物皆
仲舒而運轉してある伸と同
星宿の運轉して辰あるをいふ

八方諸神 講義云八方の方位よ拘りて云よ非_レ有_レと有_レ
る群神を總稱するよて我が八百万神とも八十万神とも云

よ似たり

司命司籍 考云星經に司命司祿司危司非各二星云々右各
主天下壽命爵祿安泰危敗是非之事○天官書に四曰司命
六曰司祿索隱曰司祿賞功進士司命主災咎○今按よ考よ
祿を皆録と作り然れども天下壽命爵祿まよ賞功進士な
どあれば祿字なるべし但し司籍よ録の方當れと未だ
司祿を司籍とも云るを見當らねば後日を待て正しべし
左東王父 考云老君中經に東王父者青陽之氣也云々在蓬
萊山○講義云師云十州記に扶桑地方万里上有太帝宮太
真東王父所治之處也とあり此太真東王父も太昊伏羲氏
なり云々雲笈三洞部に引よる老子中經東王父の條に名
曰伏羲とあり

右西王母 考云同經に西王母者太陰之氣也治崑崙之金城

○講義云西王母を諸書に太真西王母とも見えよるか太
真東王父の伏羲氏なるに准へて是即ち女媧氏よてそ有
ける老子中經に乾神号曰伏羲坤神号曰女媧と云り云々
○今按よ右も平田翁の三五本國考の説を切めよる由い
へりさて猶多く説あれど今は凡て省けり委しくは平田
翁の著書どもを見て知るべし

五方五帝 考云五帝内座在華蓋下覆帝座也○今按よ五行
大義に皇伯皇仲皇叔皇季皇少此五帝並天上神下治於世
次第相接治太微宮其精爲五帝之座五星隨王受氣即明堂
所祭者也とある是かり此等の事平田翁の書どもよ詳な
れ凡て引出き志あらむ人と翁の書どもを見るべし

四時四氣 考云各主る星あり○講義云春夏秋冬を主る神
なり云々四氣とい四時相當に行もる、氣を云ふ春暖夏
暑秋涼冬寒なる時令を云なり云々○今按よあ、猶禮
記月令かる大暉入勾芒春炎帝祝融夏黃帝后土中央少暉
蓐收秋顓頊玄冥冬とあるを引きこの五帝を四時の神と
て四氣を勾芒等の五神を云ひ此を五方五帝の時令を行
ひ給ふ亦名と聞えさりとあり猶委しきを繁を厭ひて略
記せり

捧以銀人云々 講義云神祇令大祓は東西文部上祓刀とあ
る其なり古語拾遺にも上祓大刀とありて人形の事は畧
けれども此文に依て著く且四時祭式なる大祓料物に金
装横刀各二口金銀塗人像各二枚以上東西文部所預と見え御贖料

物にも鏡人像二枚金装横刀二口とあるも其料なり云々
請の神祇は請ふなり

捧以金刀云々 考云四時祭式今云右講義お引る文こ、
に金人銀刀をいそぬと文の略なること此式にて知らる
借その晦日の晩に文部階下に進て右を中臣女に付て奉
る天皇御氣をかけて下し玉へる等の事式記録等もあり
○講義云式は金銀装横刀二口とある是なり

扶桑 講義云十州記は扶桑地方万里上有太帝宮とある是
よて皇國を外國より稱せる号なりこは文部が祖先の漢
種なる故に彼にいふ所を其まゝに用ゐたるなり

虞淵 講義云其地詳ならず○今按に淮南子に薄於虞泉是
謂黄昏まゝに文選吳都賦は虞淵日所入也とあり

炎光 講義云十州記に岑州在南海中有火林山々中有火光
獸云々とある是也

弱水 講義云書禹貢導弱水と見え後漢東夷傳夫餘國
北有弱水といひ谷川士清が通證に玄中記云天下之弱者
有崑崙之弱水鴻毛不能載之と見ゆ但おも十州記崑崙
云々在西海之戍地北海之亥地地方一万里有弱水とある
に依れるならむ但し此等も東西南北の遠地を大凡云
ざるなれば扶桑の如き皇國は違なけれども其餘の所
在も甚不明なるものなり深く泥むべからず

千城百國云々 講義云四海の内平安なれとなり○考云こ
の文部が遠祖の時より傳れる文とも聞えぬいと後漢
國又の百濟などの巫祝が唱る詞は依て作りけむ皇朝は

由なきことかり云々後此被を止められしこそいとく
めでたけれ○講義云この何御代より初りけむ其始詳な
らされども漢家は古くより用る來れる所を傳へて東西
文氏こそ私に行ひつらむを已し拾遺を引ける如く履中
天皇御代より彼二氏内藏の出納を主り又雄畧天皇御代
に至りて其事甚盛に成て内藏大藏の簿を勘録する事は
て有しかば其勢も大く成つらむ故は何時となく彼が
私事の混入て朝廷の公事のやうにもなれるなるべし又
拾遺は今東西文氏獻被太刀蓋亦此之縁也とあるを思ふ
よそれより既くありしこと決し云々○此文漢轉ながら
甚古く雅ひて聞ゆれども彼は見合はべき文の見えざる
と彼は亡びて二氏は傳されるからむ云々○今按はなほ

漢武帝の頃、成れる文ならむも知べからざとあれど固り證なく信ひ難ければ其説を載せざ

○

鎮火祭 考云神祇令、季夏火鎮祭義解、謂在宮城四方、外角、下部等鎮火而祭之、爲防火災、故曰火鎮、と見えさりこそ六月十二月、晦日の夜、入て行ふ祭なり、○宮城の外角を大裏の四方の角なり、○講義云鎮火ハホシツメと訓むべし、ヒシツメとは訓むべからざ大同類聚方三十一、保鎮と作り、○公事根源抄、鎮火祭、卜部氏の火を打て宮城の四隅、て祭事あり、火災を防がむが爲とかや、此祭禮の間秘術多く侍る由承り侍る、○宮城とて大裏の外廓、て所謂外重、かり廊、京城とて異なり、思混ふべから、此、外廓を總て京城と云て、道饗祭ハ此、外廓を行

や

る、四方外角を禁秘御抄階梯、按公家被行、四角四塚祭之時云々、其四角者宮城四維是也とあるが如し、云々卜部等鎮火而祭之とある、今日大祓を被行て天下の罪穢の除こり清まる時に當りて更、清火、鎮改らる、を云なり、○鎮火道饗二祭を四角四塚の祭といふ由公事根源抄、見え、西宮記、四塚祭陰陽寮、四塚祭云々、四角祭陰陽寮宮城四角祭云々、天下有疫之時陰陽寮進支度とある、天下疫癘の行、る、時の事、て常例とて異なりと雖、四角祭、鎮火、四塚祭、饗と相並び行、る、稱也、但此二祭共、た、る、所、なる、を、其、頃、は、や、陰、陽、寮、に、移、れ、る、神、祇、令、公、事、根、源、抄、ふ、但、當、昔、な、は、卜、部、の、行、ふ、由、記、せ、る、神、祇、令、公、事、根、源、抄、次、て、書、し、古、の、書、体、を、知、ら、ぬ、者、の、と、さ、な、り、と、て、次、序、を

改められされども四時祭式も然りて先大祓次は鎮火祭
 次は道饗祭と見え齋宮式なる野宮の六月祭准十二月も
 大祓鎮火道饗と次て全く今本の誤とも見えされば從ひ
 難きは依て今は本のまゝに閣つ云々
 天下 今按ざるに謙義は天下と云ふ水穗國と云ふ異な
 る由詳し論ひされど今は引出せをは全く差別なきこと
 非るめれど猶定め難き事のあればなり
 天都詞太詞事 講義云天神の太祝詞を以事依り奉り給へ
 るを此國にて天都詞といふ語を上し冠せて天の祝詞の
 太祝詞といふ云るなり云々さて其天詞の太詞の神伊佐奈
 岐伊佐奈美命より以下事教悟給支以上の文なり云々○
 今按ざるは此祝詞の文に依りて古傳説の本に神魯岐神

魯美の命以て皇孫命は事依り玉へる天津祝詞なる由平
 田翁の説ありて古史徵開題記古史傳等に見えたり此實
 は然ることなるを今は大凡人も知りさめれば爰はとえ
 引かぎ猶此事を別記せり
 神伊佐奈伎云々 考云此二柱神の上は神と云ふ祝詞は
 例なければ神素戔嗚尊とも神天皇とも申は類の貴み言
 也○講義云神を稱辭なるが奇異なる謂なり下は付て某
 神と云ふ常なるを上し冠らせたるの處をあれ其義
 は於て異なること無し
 妹背 今按ざるに上古は男女相並ぶ時を夫婦とまれ兄弟
 とまれ他人とまれ男を背とひい女を妹と云ひし事委し
 く古事記傳に見えたり此は夫婦と云ふは同ト

嫁繼 講義云御合坐の事を云かり云々古事記は美斗能麻
具波比とあり美斗は御所にて其下に久美度爾爲與而生
子とある久美度も隱處^{コモリト}にて夫婦隠り寝る身屋を云る
て此二共は彼入尋殿の用を云るなれば嫁繼の斗もそを
云る事著ければ就^{ツキ}處の義なること云も更なり云々○今
按ざるは講義はなほ此幽^{ウラ}は一義ある由論へれと予は從
ひ難くおほゆれば引かぎ

國能八十國云々 今按ざるは古事記は二柱神の生坐る
島十四島とし神代紀はと大八島の生坐るはて處々小
島と潮沫の凝て成れるかりとあるを此祝詞の傳と國々
島々皆生給へる物としたり此傳々を考へ合せて思ふは
生給へる島も最多く潮沫の成れる島も多かりとなるべ

きを紀記と其由ある島々の名をのこ傳へ此祝詞と泛く
諸の島々を生玉へる由は云ひて潮沫の成れる事は漏れ
たるあるべしその祝詞と固り稱辭を主とざるものなれ
ば八十國八十島など最廣く大く云ひ述たるならむかし
祈年祭の生嶋巫祭神の詞はも嶋の數十島とあり多くの
島々を合せていふなり八十は例の數多きを大凡ふ云ふ
詞あて必しも八十と限れる
に非るに誰も知るの如し

八百萬神等 今按ざるは是亦稱辭にて多くの神等を云な
り古史傳は此を青人草の祖なりとせられたれと然決め
むと宜しからむ此事の猶いふべき事あれと爰は所狭
ければ別は記を待つべし
麻奈弟子 考云最末の子と云はて麻奈は眞之なりいと
始をまさき至りて末をまさきと云は同トかりけり

火結神 史傳云火を萬物を産成は徳ある物なる故に此神

乎火産靈神と申はなり

美保止 記傳云御陰なり云々記中の例を考ふるに富登と

と皆女に云れば男陰よと渡らぬ名よと云々○今按ざる

に迦具土神の御陰とあれば男よ渡らぬと云ひ難し但し

史傳よそをナハゼと訓れされと予は然らトと思ふを猶

別よいふべし

被燒 氏 記傳云夜迦延と訓ぞ古言なる凡て被燒被燒など

の類の禮と流とぞ古も延と云ひ由と云り云々○史傳云

此神の御身やがて火よて其火やがて火産靈神なる故に

御保止を燒かれ玉へるあり

石隱坐 氏 考云石隱を陵墓を巖もて造れば万葉にも石隱

とも石墓よこもるともよめり○史傳云石屋を閉て幽居

まは由にて其も此度の御産の有状のいみトからむ事を

豫て思ほし坐て其状を男神に見せ給とトとの御心あら

びなり云々儲石隱てふ人の死に世と成て此お始て有し事

内お隠すみと始りてを石隱と尋ねず此お成り云々然る

漫説とあるを云ひ合へる甚も慨く長き事也あしき○今按

るよ此事の子が考を別よ辨ふるを見るべし所狭ければ

爰よと云とせ

夜七夜晝七日 考云今本夜七日とあるを例無し理も無し

仍て日を夜よ改めつ○古へ八を専ら彌の畧よ云て正數

よ云ると甚稀なり七を専ら正數よ用ゐて凡をいへるは

かし○史傳云後よ七日七夜の齋と云と此の古事より起

りつらむ

吾平奈見給比曾 考云こと吾を見玉ふ事勿れといふ言

て其莫を上に先いふこと万葉其外の古書も數をらむ

多し云々○史傳云此御言も吾か幽居コトる石屋を必きかい

ま見も爲給ふこと勿れと約り玉へる御言なり

吾奈妹命 記傳云女神の男神を申たまふ稱なり那を汝勢

ハ兄よて凡てそ夫婦兄弟の間のみからむ女を妹と云如

く凡て男を尊み親みて呼ぶ稱也云々○今按むるは妹字

は此方の制字なること委しく玉勝間に見えり

此七日爾波不足氏 史傳云女神の約り玉へる七日七夜の

日數よそ未だ足らざるは其日數の過タを待あへ玉をきて

なり偕その見をなそそ、時よ既よ火を生て坐りしかば

四日五日ばかりも立ち程なりけむ

隱坐事奇止底 史傳云國々島々まゝ八百万神等を生給ふ

時なともかく石隱坐さりけむを此時殊更に斯カ在リしかば

奇とも思ほしけむかし

見所行須時 史傳云見を敬語よ見ミをミと云さてソナ

ハスとは見る所行を云辭なる故よ其意を得て書る物な

り然るも石屋戸を引開きてぞ見顯し玉ひけむ

火生給氏 考云火結神を生給へり○講義云上は火結神生

給氏 御保止被燒氏も此詞の地より云るよて其次は夜七

夜日七日云々も伊邪那美命の御言也かくて此も實事を

見まへる所よて火とあるも其火結神の御事なり實は

天地万物に含有せる火産靈大神にませはその御形体火

よて御坐るあるべし。○今按ぎる。古史傳は火結神と火との論あれと信け難きとあれは記し出せ猶別と云ふべし。

所燒坐

支

考云給ふと坐とを分ちて書るとよと共とあが

め詞の中は分ちあり

吾平見給

布奈

講義云現今は見る所を咎めて云なり未見

ざる前より警るも上に謂る奈見給比曾なり万葉十五

和須禮多麻布奈ともあり

見阿波多志

講義云あささむの劇しく不意より出て人を

驚は意よてその阿波も淡女悪むなどの阿波よて物の見

劣りあるやうの言なり云々

上津國云々

史傳云上國とい紀に上國此云羽播都矩備と

ありて即ち此の國土をいひ下國とそそれと對へて國土の根底は成れる夜見國を詔へるなりさてその國は往坐まゝまく欲たまし立たまし火を生給へる御有状の見苦しさを男神の御覽し給たましむ事を辱やぶみたまひて勿見給たましと申して石屋は堅く刺隠り給へるを男神の其を訝うしみ給ひて見行ましむ事を耻恨はと坐て男神と此同ト國土は坐て御面を合せ給たましむ事を耻はたまふ御心の止あへ玉たまさむ男神の御許を離れ下國は往まして再またひ御面を合せ給たましと思はしての事なり云々○講義云上つ國と顯國を黄泉國よりいふ稱也又海神宮より然云る例あり下ッ國とその黄泉國を顯國よりいふ稱なり云々

與美都枚坂

史傳云此國土より夜見國は往く塚うまある坂

よて名義と師云平易なる由なり

心惡子 史傳云まなもち火神なり下は御心一速比給波志

止爲互と有て心惡とは此いち速び給ふ御心を詔へり云

々○講義云此心惡子と宣へれども火神を惡み給ふは非

せ御稜威の究て健く剛き故はその神性を畏み給へるな

り所以は四種物を生給ひて其荒ひ坐む時よと云々して

それを和め鎮め奉れと事教へ給へるなり

反坐氏 史傳云與美都平坂より本居坐る所は歸り坐はな

りしその地何所なり

水神匏川茶埴山姫 考云紀の一書に伊弉冉尊軻遇突智所

焦而終矣其且終之間臥生土神埴山姫及水神罔象女云々

水神と罔象女なり匏の紀乃一書爾生天吉葛阿摩能與佐

羅豆と云るよて水を汲もの也川茶の和名抄は水苔一名河

苔和名加波奈と云り今も水苔と云もの有て水を能含む

もの故植木の根を此苔して纏ひて遠き所は贈るめり云

々古今集よかたなぐさと云も同物なりけり埴山姫の凡

ての土ならせ埴生をさもつ神よて壁塗籠して火は備る

かよ也云々

心荒曾波 講義云曾を爲の義なり云々考は奈の勢の誤な

云々のが

水神匏埴山姫川茶 平持氏云々 史傳云水神と匏を持ちと

云べきを如此云るも古文也云々水神は此を依り給へる

も此を以水を汲て火を鎮せとなり○川茶を土神に依り

給へるも此と埴とを和合して火を防げとの御量なるべ

事教悟給支 史傳云事を言て言ひ教へ給へる由か又そ
字のまゝよて上件の事共を教へ悟し玉へりとのことよ
もあるべし○今按に事依などの例を思ふよ字の如くな
るべし

依此氏稱辭竟奉者 講義云上なる天詞太詞事を承ていふ

文なり祈年祭詞よ故吾睦神漏岐命神漏美命 止稱辭竟奉

止久宣とあると事狀同トきを思合はべし

皇御孫能朝廷 講義云大祓詞爾皇御孫命乃朝廷とあり此

例よ依らば命字落たるべきかと思ふよ然らぎ本より無
りし也その天皇をスメラミコトと申はべきをスメラと
も常に申し奉ると同例なり云々

一速比 考云一速を借字にて稜威疾也云々

給波志止爲氏 講義云此トといふ詞を將來にさる事とあ

らトといふ意よて既よ有る事爾よ受と云る不とい少異

なり志字濁りて訓むべし

明妙云々五色物平 考云五色の絹布をいふ由既よ出あゝ

よ四を舉しは絹布の事を云よて此四の物を五色よ染る
なり

天津祝詞乃太祝詞事以云々 講義云上に安國止平久所知

食止天下所寄奉志時爾事寄奉志天都詞太詞事平以申久

とある結びなり云々天下を安國と統御む爲よ鎮火祭の
神事を天神より傳へさせ玉へるを下よ至りて皇御孫の
朝廷よ御心一速比給波志としてと云てり此よてり朝廷

の事のみよして如何なる如くなれども既に云る如く祈
年祭詞よも天下百姓の農業を始むる事を今年二月よ御
年初將賜としてとも皇神等の依り奉む奥津御年乎云々
など皇御孫命よ係て申せるよて其と此と同しく他祝詞
の例悉く然り

○

道饗祭 考云此祭の事神祇令よ季夏道饗祭同季冬義解よ謂
ト部等於京城四隅道上而祭之言欲令鬼魅自外來者不敢
入京師故豫迎於路而饗過也と云へり云々京城四隅とは
京の外廓の外の四隅なり又國よ疫病など起る時と國堺
よて祭り京よ疫などある時の宮城の四隅よ祭る是をバ
後よ四角四堺の祭といふ令よも常例をのこ舉たれば京

城四隅の祭のとなり寶龜元年六月十一日の紀よ祭疫神
於京師四隅畿内十堺ま同九年三月の紀よも畿内諸堺
祭疫神と見え臨時祭式よも畿内堺十處疫神祭あり又天
平七年八月の紀よ太宰府疫死者多云々長門以還諸國司
守若介專齋成道饗祭祀とあり諸國よて行ふ事知るべし
○宮城とて内裏の外廓よて外重のことなり四堺とて山
城の京よてと和泉堺會坂堺大枝堺山崎堺を云と朝野群
載よ見えさり大和京よてと奈良立田大阪吉野宇智宇多
などの道のよてとも十處あり○講義云四時祭式よ上
の鎮火祭よ次て道饗祭とある細書よ於京城四隅祭と見
えたり但臨時なると年中行事秘抄六月晦日の條にも鎮
火祭道饗祭と相並載られ公事根源抄も此よ同ト其文よ

云これと疫神の祭なり毎年必ず行そるべきこと也近頃と絶て侍るよや是も卜部の入京城の四角の道よて鬼魁の他方より来るを京路よ入らざらしめむ爲よ路上よ供物を備へて祭るなり鎮火道饗の祭をは四角四塚の祭とも申になりとあると義解の文を釋て宣へるものなり○史傳云餘神々をは某々社前よて祭らるゝを此神さちの其時々衢よ御饗を進つりて祭り玉ふ故よ此祭の稱を道饗祭とは云ならむ

高天原爾事始氏史傳云天皇の大御祖とまは邇々藝命の天降まして此御國を知しめし、事を高天原よ座は産靈大神天照大御神の御議よ事始りて其御世治看は万の御政と即て天御祖神等の定め玉へる事のまにく行ひ給ふ

事なる故よかくハ云ふなり○講義云中臣壽詞にも皇御孫尊波高天原爾事始天云々と見えより此を祈年祭詞に高天原爾神留坐皇親神漏岐命神漏美命以天社國社止稱辭竟奉云々とあると同ト事なるを切めて云る也云々こそ道饗祭の事をこと依し授けよまへるをいふなり云々皇御孫命止史傳云此命を皇御孫に屬る命よあらむ皇御孫の御言としてといふ意なり命てうことをつけむよ皇御孫と申せること例多し借上文を引續けて高天原よ坐は御祖神等の事始め玉ひて御世知看は皇御孫の御言として稱辭竟奉ると云が如し然るを文の足らぬけなるも古文なればあり○講義云祈年祭詞よ上よ引る文ありて其結よ故皇吾睦神漏岐命神漏美神止稱辭竟奉止久宣と

ある如く今行せせ玉ふ道饗祭も高天原にて事始め玉へ
る皇祖天神の御言の任は取行せせ玉ふ義よて祝詞の例
大旨皆然り

大八衢 考云八を彌よて衢の數の多きを云の之八達など
云よ泥む事勿れ云々

湯津磐村之如久 史傳云此神等の功の弘く大なることを
湯津岩内は譬へた彼千引石の夜見戸は塞れるにも係
けて云る文なり○今按は史傳は此祝詞は據て八衢彦八
衢姫と申せ道反大神いとゆるの夜見戸は塞なり大の夜見
戸は塞り坐て彼國より荒び疎び來る鬼を防ぎ給ふ御靈
を衢は祭るより稱へ申せる御名なる由云れより猶次文
を見るべし

八衢比古八衢比賣 今按は此神乃御事古史傳の説右は引
けり誠は然ることなり考よ古事記身曾岐の條は見え
たる道之長乳齒神を紀は長道磐とあれば此神也とせら
れたれと當り難し

久那斗 考云古事記は於投棄御杖所成神名衢立船戸神と
あるを紀は投其杖是謂岐神此神能加微といひ又黄泉條
は投其杖曰自此以還雷不敢來是曰岐神此本名号來名戸
之祖神焉云々これらを合思ふに道の關となる神なり云
々○布那斗久那斗の音通へり○記傳云布を經久も來な
り云々布と久とを合せて云へば此處を經て來莫と云意
なり戸の處なり此より來莫と障留る處は坐を神と云意
かるべし云々

根國底國 與利云々 史傳云凡て世に在る禍事妖物の本を

根國底國より發れるなる故に如斯といふなり○講義云
祈年月次祭等の詞に疎ぶる物とあり彼詞も同じ御門
神を祭る詞なるに天之麻我都比と云神を載ざるに此と
同トク黄泉國の物を云るなり偕その物と師説は物狂
と憑物ともいふ類の物にて汎く神を云と云れざる其如
くよて凡て物と何に依らき其名指さば廣くいふ事な
れども此なる物を黄泉國の醜女雷等なるべきこと此衢
神の御事實に依て知れざり○今按は講義になほ自てふ
言の有無に付ての辨あれと然しもあらトと思ゆれば取
出せ

相率云々 考云上の御門祭に相麻自許里とあり仍て此

一連の言の意をこよ云へり○史傳云率その他より物を
事に移り乗るをいひ口會と先の云ふことを受入れて
それよ心を同くするを云なり故此等夜見より荒び疎
び來つる妖物どものなれ事又その言ふ事率りて心を
同くと給ふこと無くと先云るなり

下行者云々 史傳云かの根國より起來つる禍事妖物の下
を行むとせば下を守り給へ上を行むとせば上を守りて
防ぎ給へとなり

守奉齋奉 禮止 史傳云此所はかく嚴重に齋奉れと令せ給
へる事皇孫の御言ならむも然事ながら始は高天原に事
始とといひ終は天津祝詞の太祝詞事以稱辭竟奉とある
とを合せて考るに天降坐し時天神の此神等を祭らむ

時₁如斯云へど詔傳へ座る太祝詞言のまゝ、よてそれ即
て天神の衢神₁令せ給へる御言あるべくぞおもはるゝ
そと上₁も皇神と申し御名者白豆と云ひ下₁も聞食_氏
云々幸給へ云々齋給へと云々かと云る文ども掛合そ
ぎ此文のといと嚴重あるを以熟く文意を考ふべしさて
守奉齋奉と皇御孫命をあり○講義云齋と令義解₁過止
也とある過の字₁當れり齋と物事を忌清る意よて少く
も限こしき所なきを云ふ云々彼夜見國ハ醜けく穢き國
よて其國神と醜めき穢き神なれば其國の事₁交りその
國の神₁口會て曲る時₁國も家も身も穢るゝ事あるが
故₁其事の無きを齋といふ事₁可_{オモ}怜_シきことなりかし奉れ
とあると塞₁神₁令₁を₁る₁御命なればなり

堅磐_爾常磐_爾 今按₁講義₁此語₁御壽₁の方₁預り給ふ
神ならぬよと猥₁申さぬ事と聞えよりとて例どもを引
出₁り然る事とそおほゆれど少か思ふ旨あれば引かぎ
又親王云々 講義云道饗祭と神祇令義解₁於₁京城₁四隅道
上₁而祭之とあれば天皇と申は₁及₁は₁親王諸王諸臣及
百官人等始京師₁住₁ふ限₁の人の爲₁の事の事なる可かん
めるを天下公民を載₁る₁京師四隅の外なるを以推は
時ハ打合₁さ₁ざる₁心ちの₁事なれども云々この道饗祭
の朝廷のこの御事₁もあら₁天下公民₁至₁る₁までも凡
て外より來らむ鬼魅₁相₁交₁り₁相₁口₁會₁ふ₁ま₁く₁その爲₁
行₁せ₁給₁ふ₁事なれば其塚₁坐₁る障神等の次々追送り出
し更₁來₁ら₁む₁悉₁く₁防₁ぎ₁過₁め₁給₁ふ₁御事₁な₁む₁あり₁け

る云々

平氣久齋給 講義云上ノ夜守日守ノ守奉齋奉とある齋ノ
て諸の災殃無く平安なるをいふ事なり萬葉十五ノ伊波
比麻都良牟とそ久佐麻久良多妣由久比等 平伊波比之底
云々とよめるも道中の無恙を伊波布と云かり此もさる
意なり

神官 考云こゝを祭を預り行ふ卜部を云

天津祝詞云々 講義云上に大八衢 爾湯津磐村之如久より
齋奉禮止とある以上の文よて其より下なるも當今行そ
せ給ふ祝詞の文なるものなり○臨時祭式ノ八衢祭と云
あり是亦此障神等を祭るならむと思ふるもそ下ノ遷却
崇神詞あるその幣物を舉たる也云々の此下猶委し其八衢

祭にと少か驚かりし混れ易き事なる



